

生食発1226第5号
平成29年12月26日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び
改正に関する指針」の一部改正について

国外で使用される農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく食品中に残留する基準の設定及び改正する場合の要請については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）によって、当該要請の手続き、要請書に添付すべき必要な資料等に関する指針をお示ししています。

今般、残留基準の設定等に係る手続き等の国際的な動向等との調和を図る観点から、当該指針を別添のとおり改正することとしたので、関係者への周知方よろしくお願ひします。